

「健康に配慮した健康食メニュー・商品の開発事業」広報業務 仕様書

1 委託業務の名称

「健康に配慮した健康食メニュー・商品の開発事業」広報業務

2 委託期間

契約締結日から令和4年2月17日（木）まで

3 予算上限額

金 3,000,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む）

4 委託業務内容

健康に配慮した健康食メニュー・商品の開発事業の広報企画の立案及び実施

| 項 目 | | 内 容 |
|-----|-----------|--|
| 1 | 企業情報の収集 | 令和元年度～令和2年度「健康に配慮した健康食メニュー・商品の開発と販売促進事業」および令和3年度「健康に配慮した健康食メニュー・商品の開発事業」に参加した企業情報の収集 |
| 2 | 広報コンテンツ作成 | 「項目1 企業取材」の内容をもとに広報コンテンツを制作・編集 |
| 3 | 広告周知 | 広告媒体を使い、制作したコンテンツを県民へ周知 |

5 その他留意事項

- (1) 委託費の支払いは、委託業務完了後の精算払いとする。
- (2) 個人情報保護法（平成15年法律第57条）及び静岡県個人情報保護条例（平成14年静岡県条例第58号）を遵守するなど、個人情報の管理には十分留意すること。
- (3) 委託業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、または請け負わせないこと。
ただし、委託者の承認を受けた場合は、この限りではない。
- (4) 期間中は、主任担当者を置き、常時、連絡が取れる体制をとること。